

<<<よくある質問・お問い合わせ>>>

- Q. クレジットカードで納付したいのですが、どの税金を納付できますか？
- A. 市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）で、納付書に「コンビニ収納用バーコード」が印刷されている場合のみ納付できます。
- Q. 金融機関窓口やコンビニエンスストア、市・区役所の窓口に行けば、クレジットカードで納付ができますか？
- A. できません。納付サイト内でクレジットカードの番号を入力して納付していただくものです。
- Q. 利用可能なカードブランドはどこですか？
- A. ①Visa、②Mastercard、③JCB、④American Express、⑤Diners Club のブランドとなります。
- Q. クレジットカードでは、いつまで納付できますか？
- A. 当初納付書：各税目の期毎の当初納付期限までとなります。
軽自動車税（種別割）については、納付書発行年度の翌年3月31日までとなります。
再発行納付書：納付書発行時に定められた納期限までとなります。
- Q. クレジットカードは何回払いができますか？
- A. 一括払い、分割払い（3回、5回、6回、10回、12回払い）となります。
（ボーナス払い、リボ払いはできません）
分割払いをご利用される場合は、システム利用料とは別に、各クレジットカード会社が定める手数料が発生する場合がありますので、詳しくはカードの利用規約等をご確認ください。
- Q. クレジットカードでの納付を取り消すことはできますか？
- A. 納付サイトで納付手続が完了すると取消しはできません。ご注意ください。
- Q. 納付手続完了後にクレジットカードの支払回数を変更することはできますか？
- A. 納付手続が完了すると、納付サイトでは支払回数の変更はできません。
- Q. クレジットカードによる納付でカードポイントは付くのですか？
- A. お客様がご利用のカード会社により異なりますので、カード会社にご確認ください。

ださい。

Q. 領収証書は発行されますか？

A. 納付サイト内での納付となり、その場で領収証書は発行されませんので、あらかじめご了承ください。

また、証明書発行窓口で納税証明書が発行可能となるまで2週間程度かかります。

お急ぎの方は、クレジット納付書裏面に記載の金融機関窓口、コンビニエンスストア、市・区役所窓口での納付をお願いします。

Q. 車検用証明書は取得できますか？

A. 納付サイト内での納付となり、その場で証明書は発行されません。

急ぎ車検用証明書が必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関窓口、コンビニエンスストア、市・区役所での納付をお願いします。

Q. クレジットカードで納付した場合、納付日（領収日）はいつになりますか？

A. 納付日は、納付手続が完了した日（クレジットカード利用日）になります。

ただし、この納付日が有効になるのは、指定代理納付者が熊本市に市税を入金した日となります。

Q. 納税証明書の発行に、日にちがかかるのはなぜですか？

A. クレジットカードによる地方税の納付は、地方自治法第231条の2第6項及び地方自治法施行令第157条の2が適用されます。

（証紙による収入の方法等）

第二百三十一条の二

6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。。

（指定代理納付者による歳入の納付）

第二百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 地方自治法第二百三十一条の二第六項の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他の物又は番号、記号その他の符号とする。】

この規定によると、納付日はクレジットカードで納付された日ですが、この日が有効となり、証明書の窓口での発行等が可能となるのは、指定代理納付者（カード会社）が熊本市に熊本市税を入金した日となります。

指定代理納付者（カード会社）が熊本市に入金するのは、クレジットカードで納付された日から2週間程度かかります。

現行制度のうえでは、納付日が有効になるまでは納税証明書の発行ができないため、納税証明書の発行に日にちがかかってしまいます。

Q. システム利用料とは何ですか？

A. システム利用料は、熊本市税の納付のため当サイトをご利用いただく際に、納付金額に応じて必要となる利用料です。

システム利用料は熊本市の収入になるわけではありません。

Q. なぜシステム利用料を支払わなければならないのですか？

A. 下記の理由から、利用料の負担をお願いしています。

- ・クレジットカードで決済を行った時点から、実際にカード発行会社に支払うまでに期間があり、利用者に期限の利益が発生すること。
- ・利用者に対して、利用額に応じた「ポイントサービス」等の利益還元が行われることが多いこと。
- ・税は法令の定めに従って一定の金額の納税義務が発生するものであり、民間の店舗が手数料全額を負担している売上代金等とは性格が異なること。

Q. 現在、口座振替（自動払込）で納付しています。クレジットカード納付に切り替えたいのですが、どうすればいいですか？

A. 口座振替（自動払込）は自動的に停止しませんので、まず口座振替（自動払込）の解約のお手続をお願いします。

熊本市で解約の処理が完了しましたら、口座解約以降の納期分の納付書をお送りしますので、納付書が届きましたら、クレジットカード納付をお願いします。（納付書に「コンビニ収納用バーコード」が印刷されているものに限ります。）

ただし、クレジットカード納付は納期等ごとに手続およびシステム利用料が必要となりますのでご注意ください。

Q. 口座振替のように、一度手続を行えば、翌年度以降の手続は不要ですか？

A. 納付サイトでの納付は、納期（納付書）ごとのお手続となりますので、口座振替のように、一度の手続で以後の納期分を引落しするものではありません。